

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：安城市立作野保育園	種別：保育所	
代表者氏名： 鳥居 清美	定員（利用人数）：216名（172名）	
所在地：愛知県安城市篠目町4丁目7番地1		
TEL： 0566-74-3430		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和52年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：安城市		
職員数	常勤職員：33名	非常勤職員：26名
専門職員	（園長）1名	（主任）2名
	（保育士）49名	（看護師）1名
	（用務員）4名	（施設補助員）1名
	（アシスタント）1名	
施設・設備の概要	（居室数）11室	（設備等）遊戯室・給食室・事務室

③理念・基本方針

★理念

入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい保育を行います。

★基本方針

- ・子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分発揮した活動ができるようにすることで豊かな人間性を持った子どもを育成します。
- ・子どもの成長を保護者に返す努力をし、保護者とともに喜び合える保育ができるように努め、保育園と家庭・地域との連携を密にし、開かれた保育園作りをします。
- ・乳幼児などの保育に関する要望や意見、相談には、分かりやすい言葉で説明をし、公的施設としての社会的責任を果たします。

④施設・事業所の特徴的な取組

1 人との触れ合いを取り入れた保育

・「生活や遊びの中で人との触れ合いを通して、みんなと一緒に楽しい気持ちをもつ」
保育者や友達との触れ合いを通して、0歳児から5歳児までの子どもたちが、園生活の中で愛情を感じ、安心して過ごせるような場をつくっている。

また、人と人とのつながりを通して、自分のことも周りの人も好きになり、「自分を大切にできる子になってほしい」という願いを込めて、保育者や友達（同年齢児、異年齢児）での交流の機会を増やしている。

2 地域とのつながりを取り入れた保育

・「いろいろな世代の人との交流を通して人との関わる力を育てる」

交流事業「にこにこ会」を開催し、地域にある6つの老人クラブの方々と一緒に遊んでいる。また、園に隣接している篠目コミュニティセンターで開催されている「親子カフェ」や地域の行事「篠目夏祭り会」への参加を通して、地域の方との交流している。

他にも、さくのこども園、作野小学校の子どもたちとの交流や、中学生の職場体験・高校生のお仕事体験等の受け入れを行い、様々な世代との交流の場となるよう努めている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年7月29日（契約日）～ 令和8年2月18日（評価確定日） 【令和7年12月24日・令和8年1月14日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	1回（平成27年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆理念に基づく運営と市との強固な連携

理念や基本方針に基づく運営が園全体に行き渡っており、園と市担当者との連携が極めて良好である。事業計画や人材育成、研修、労務管理、情報公開等において、市の方針や分析を踏まえた取組みが体系的に進められている。園長の判断と関与は適切で、職員への周知や共有も行き届いている。地域交流や子育て支援、相談対応を通じ、こどもや保護者、地域の声を日常的に把握し、保育や運営に反映させている。第三者評価や自己評価も形骸化せず、改善意識をもって活用しており、総じて安定性と実効性の高い運営体制が確立している。

◆安心・安全な保育の提供

様々なリスクを想定し、その対応を手順書として備えており、職員間で周知が図られている。そのため、子どもの怪我や事故の際にも、慌てずに対応することが可能である。園内で起きたヒヤリハットや事故について、職員が園内見取り図に付箋で事例を貼り付け、毎月、対応や改善策を検討している。安心・安全な保育の提供に対する職員の意識が高く、特に低年齢の子どもが多い園ではあるが、保護者の信頼感につながっている。

◇改善を求められる点

◆課題の事業計画への反映

今回「b」評価とした項目についても、取組みは実施されており、改善を要する点は限定的である。今後は、評価結果や改善策を単年度計画や中・長期計画に明確に反映させる仕組みづくりが求められる。職員研修については、正規職員以外の職員を含めた参加機会の均等化や業務調整の工夫が課題である。期待する職員像の明文化や、防災・災害時の地域連携、実習受入れ後の振り返り等についても、更なる充実を図る余地がある。これらは、基盤が整っているからこそその発展的課題であり、今後の取組みにより、一層の保育の質の向上が期待される。

◆子どもが主体的に活動できる環境整備

一人ひとりの子どもの興味や関心に目を向け、それぞれの発達過程に応じた活動が自由に、かつ主体的にできる環境整備や生活の流れについて見直しを期待する。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

第三者評価の結果を受けて、施設長として子どもたちが主体的に遊べる園の運営や地域との連携、社会ニーズと今いる子どもたちの姿に合わせた中・長期計画の作成等を更に改善し、よりよい保育園になるようにしていきたいと思いました。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 園の理念および基本方針は文書化され、園の使命や役割、子どもの人権尊重を明確に示している。基本方針は理念と整合し、職員の行動指針として具体性を有する。年度初めの職員会議等で共有し、日々の保育実践に結び付けている。保護者にも「園のしおり」等で周知しており、保護者アンケートの「保護者への理念・方針の周知」は、回答を寄せた保護者の86%が肯定している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 事業運営を取り巻く環境について、国・県・市の動向を園長会等を通じて把握している。市の施策や関連資料を基に、収支状況や利用率、職員配置等の経営状況を確認し、園運営の現状把握に活用している。経営データを参考に課題整理を行い、「安城市幼児教育・保育のガイドライン」等も踏まえた運営を行っている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 事業運営を取り巻く環境や経営状況を踏まえ、園としての課題整理を行っている。「年度目標シート」と「職務明細」により重点課題や役割を明確にし、職員間で共有している。ヒヤリハットは付箋掲示を活用し、職員全体で情報共有を図る取り組みを実施している。課題解決に向けた取り組みを段階的に進めており、改善に向けた意識は園内で共有が進んでいる。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 理念および基本方針に基づき、中・長期的な視点を踏まえた計画を策定している。市の運営方針やガイドライン等を参考に、園として目指す姿や取り組みの方向性を整理している。収支面は市への要望を含め確認しており、計画は理念の実現に沿った内容である。一方で、数値目標の設定や成果指標の整理は十分でなく、今後の内容整理と運用の工夫が検討事項となる。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 中・長期計画を踏まえ、単年度の事業計画を策定している。園の目標や各年齢の目標、研究テーマを位置付け、保育の実施や子育て支援等について具体的に示している。計画内容は園のビジョンや課題解決の方向性を反映し、実行可能な内容となっている。実施状況の評価や数値目標の設定は今後の課題となるが、検証と見直しを行う姿勢は評価できる。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画は職員の意見を反映し、年度末や行事ごとの職員会議で策定している。計画の評価は行事ごとの会議等で行い、結果を基に見直しや改善を進め、次年度計画へ反映させている。事業計画は朝の打合せ等で周知し、理解を促している。保護者アンケートを基に、保育参加の回数を見直す取組みを実施しており、計画運用は概ね適切である。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ② ・ c
<コメント> 事業計画の主な内容は、入園説明会や個人懇談、行事時の機会を通じて保護者に周知している。「作野保育園グランドデザイン」を作成して配付し、保育方針や取組みの方向性を分かりやすく示している。年度途中にも計画内容を確認する機会を設け、理解を促している。一方、国外にルーツを持つ保護者や障害のある保護者等への分かりやすい説明には、改善の余地を残している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 保育の質の向上に向けた計画を策定し、日常業務に基づく取組みを着実に実施している。行事・研修・訓練・指導計画はPDCAサイクルを活用し、年度末や行事ごとに自己評価を行っている。保護者アンケートや第三者評価も定期的実施し、結果は園内で分析して共有している。評価結果を基に計画の改善を行う体制が整い、組織的な取組みとして機能している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 自己評価や第三者評価の結果を文書化するとともに、行事や研修、訓練、指導計画、保護者アンケートの評価・反省を通じて課題を整理している。明確化した課題は職員会議で共有し、職員参画の下で改善策を検討し、実施している。実施状況の振り返りも行っているが、改善策や改善計画を単年度計画や中・長期計画へ体系的に反映させる取組みには至っていない。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	a · b · c	
<コメント> 組織運営の中核として、園長は会議や打合せを通じて自らの役割と責任を職員に表明し、周知を図っている。職務分掌は事業計画や「入園のしおり」に記載され、運営体制を明確にしている。災害や事故等の非常時における対応方針が整理され、園長不在時を想定したシミュレーションを実施している。管理者としての責任と判断の在り方が共有され、組織運営は安定している。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a · b · c	
<コメント> 法令遵守を基盤とした運営の下、園長は会議や研修等を通じ、必要な判断と方向性を職員に示している。関係法令は園長会や外部研修、関係団体からの情報で把握し、各種規程の整備や職員心得の配付によりコンプライアンス意識を高めている。研修資料は整理して保管しているが、活用方法の工夫や対象となる法令範囲の拡充には今後の取組みの余地がある。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a · b · c	
<コメント> 保育の質の向上を見据え、園長は市と連携して人材育成を軸とした計画的な取組みを推進している。保育の質の向上に向け、研修参加を積極的に促し、「年度目標シート」や「チャレンジシート」を用いて進捗把握と助言を行っている。園内研究テーマやクラス目標を共有し、療育の取組みも計画的に進めている。風通しの良い職場環境づくりに努め、指導力を十分に発揮している。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a · b · c	
<コメント> 経営改善と業務実効性の確保に向け、園長は市による分析を踏まえて経営状況を把握し、ICT化を軸とした業務効率化を進めている。登降園管理や記録の電子化を進め、時間外労働の抑制や有給休暇の取得促進等、働きやすい環境づくりに取り組んでいる。一方で、事務時間の確保、充実には更なる工夫の余地がある。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	a · b · c	
<コメント> 園長は会議等を通じて自らの役割と責任を明確に示し、職員の理解を図っている。人材確保と育成の方針を定め、市と連携しながら計画に基づく取組みを着実に実施している。新人研修やメンター制度を活用し、職員の育成と定着支援を進めている。中学生や高校生の職業体験や潜在保育士へのPRも、市と協力して継続的に行い、取組みは十分に機能している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a · b · c	
<コメント> 人事運営の統括者として、園長は採用・配置・評価の基準を整えている。面談や「申告票」により職員の意向を把握し、人事管理に反映させている。評価制度やキャリアパスも整備し、総合的な人事管理は機能している。一方、期待する職員像の明確化は、資料の活用を含め、今後の課題となる。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>労務管理の責任者として、園長は就業状況や健康管理に目を配り、働きやすい職場づくりを進めている。労務管理は園長が担い、就業状況や休暇取得、時間外労働を定期的に確認している。健康診断や予防接種、相談窓口、個別面談の制度を整え、意向を踏まえた福利厚生や休暇制度を運用している。働きやすい職場づくりは組織的に進み、取り組みは十分に機能している。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>職員育成の観点から、園長は目標設定と面談を通じ、一人ひとりの成長を促している。「目標チャレンジシート」や「面談シート」等を活用し、年度初めの面談で園の方針と整合した個別目標を設定している。中間面談や期末評価で進捗と達成度を確認し、日常的な助言や支援も行っている。一方、理念・基本方針と連動した期待する職員像の明文化については、更なる整理を進める段階にある。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	③ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員の教育・研修に関する基本方針は事業計画に示され、市の研修計画と整合した計画を策定している。派遣研修、園内研修、eラーニング研修等に分類し、計画に基づく研修を継続的に実施している。研修後は報告や確認テストを通じて、研修効果を確認している。教育・研修を体系的に進める体制は確立しており、取り組みは十分に機能している。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	a ・ ④ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員ごとの研修履歴や資格取得状況が、一元的に管理されている。新人研修に力を入れ、初期段階からOJTや市の指導員による支援を組み合わせ、業務理解と定着を図っている。階層別・職種別研修や外部研修の情報提供と参加勧奨を行い、研修後は報告を通じて成果の共有を図っている。一方、勤務シフトの調整による参加機会の均等化には課題があり、eラーニング等の活用が待たれる。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>養成校と連携し、実習内容を整理したプログラムを作成している。実習生を指導する保育士向けのマニュアルを整え、目的や専門性に配慮した実習計画を立案している。実習前後の調整や実習中の連絡体制を確保し、園長および主任が指導方法を助言している。受入れ時は掲示等で保護者へ説明している。一方、受入れ後に振り返りを行っているが、受入れ全体を包括した評価がない。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>運営の透明性確保に向け、園長は各種媒体を活用し、事業運営に関する情報を適切に公開している。ホームページ等を通じ、理念や基本方針、保育内容、年度事業計画や事業報告、予算・決算情報を公開している。第三者評価結果や苦情対応体制も公表し、地域向けには印刷物やQRコード付きの資料で情報を提供している。意見箱の設置も含め、情報公開の取組みは機能している。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	② ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>公正で適正な運営体制の下、園長は職務分掌と権限・責任を整理し、職員へ周知している。現金の取扱いについては、管理方法を定め、確認体制の下で適切に運用している。県および市の指導監査を定期的に受け、指摘事項は職員で共有し、改善に努めている。来年度のキャッシュレス対応に向けた準備も進めており、公正で透明性の高い運営体制である。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>地域との関わりを大切にし、交流・連携の方針を整理した上で、子どもと地域とのつながりを広げている。地域資源や活動情報を収集し、保護者へ提供している。園開放や交流会、地域行事への参加の機会には、職員の付き添いの下で子どもと地域との関わりを広げている。地域住民を招いた活動や資源活用も進めている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>地域連携の一環として、ボランティアの受入れや学校教育への協力体制を整えている。受入れ手続きやボランティアの配置、事前説明の流れを整理し、職員へ周知している。小・中学生の職場体験や高校のインターンシップにも協力し、子どもとの交流に配慮した対応を行っている。一方、実習生を受け入れる側のマニュアルとしては、更なる充実を図る余地がある。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>地域の関係機関を整理した連絡体制を整え、職員会議や研修で社会資源の情報を共有している。虐待が疑われる場合は関係機関と連携し、対応手順を周知している。発達支援センター等の専門機関とも連携し、子どもの状況に応じた支援を行っており、連携体制は十分に機能している。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>地域の各種会合や幼保小連携協議会等へ参加し、福祉ニーズの把握に努めている。民生委員や地域団体との協議を通じて情報を収集し、園開放や園見学、育児相談等で未就園児の保護者や地域住民の声を受け止めている。子育て支援事業や交流行事を通じて専門性を地域へ還元し、日常の保育活動から子どもや保護者のニーズを拾い上げている。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>地域で把握した福祉ニーズや生活課題を踏まえ、公益的な事業や活動を行っている。「親子のびのびランド」や「にこにこ会」、育児相談等を通じ、地域住民との交流や相談支援を継続実施している。防災面の取組みは今後の検討課題であるが、地域への専門性還元は概ね適切である。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	Ⓐ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重する姿勢が保育の理念・基本方針に示され、子どもの権利と人格の保障が、市の「幼児教育・保育のガイドライン」に記載されている。保護者には園長が入園式で説明し、職員には年度当初に読合わせをして理解を深め、子どもを尊重した保育を実践している。職員は、全国保育士会の「人権擁護のためのセルフチェック」を実施し、自らの保育を振り返っている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>市で統一した「個人情報保護マニュアル」があり、子どもの虐待防止等については「幼児教育・保育のガイドライン」に記載されている。子どものプライバシー保護や権利擁護については、全職員がオンラインの研修を受けている。おむつ交換は保育室で行われるが、その際のパーテーションが見当たらない。子どものプライバシーを守り、生活の場にふさわしい快適な環境整備を期待する。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	Ⓐ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園のリーフレットが市役所等に設置されており、園の概要や基本方針、見取り図等の情報が、写真やイラストを用い、大きな文字で親しみやすく作成されている。QRコードで読み取れる工夫もあり、利用希望者には見学を随時行っている。9月に見学日を設定し、50組の親子の参加を得ている。ホームページでも、園の行事や生活を写真を交えて紹介しており、情報の提供は積極的である。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	Ⓐ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園の生活について、入園説明会で「作野保育園しおり（重要事項説明書含む）」を用いて説明している。説明を受けたことに関し、保護者は署名をもって同意している。しおりは文字も大きく余白や写真、イラストが多く、読みやすい配慮がある。説明会に来られない保護者には、個別対応で説明している。国外にルーツを持つ保護者への説明には、市の通訳の派遣を依頼できる。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>園からの転退園の際は決められた手順があり、書類や情報について引継ぎがある。卒園や転園の際に、その後も園が相談窓口になることは書面で知らせている。保育所の変更について、保育の継続性に配慮した引継ぎ文書等は見当たらない。市外や他府県へ転園の際の対応が定まっていないので、保育の継続性に配慮した対応ができるよう、手順書や引継ぎ文書の作成を望む。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>利用者満足を把握するために年4回アンケートを取り、「園だより」や掲示板で結果を知らせている。保護者懇談会は、年度初めに全員対象に行い、希望者には年度終わりにも行っている。保護者会は簡素化され、参集しての会議がないため、役員と園とが相互に情報共有を図っている。昨年度のアンケートに「保育参加を増やして欲しい」との要望があり、今年度から増やすよう改善が図られた。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ Ⓑ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みの説明文書を通用口に掲示し、「作野保育園しおり」にも「苦情、要望に関する窓口」として記載し、入園説明会で周知している。保護者アンケートを実施し、苦情を出しやすい配慮を行っている。今年度は苦情が1件もなく、記録は残されていない。苦情申し出に至る前の意見や要望を、日々のコミュニケーションから把握し、記録する組織的な仕組みの検討を望む。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者が相談しやすい環境づくりの一環として、職員の顔写真を職員室の窓に掲示している。「作野保育園しおり」にも、園長・主任が相談にのることが記載されている。4月の「園便り」でも、職員がいつでも相談にのることを周知している。相談は第2職員室が用意され、カーテンでプライバシーを守り、安心して相談ができる環境を整えている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ② ・ c
<コメント> 苦情や意見を受けた際の「苦情・意見対応マニュアル」が整備され、職員間で周知している。マニュアルは市の園長会で見直しを行っている。保護者への傾聴に努め、職員から声をかけて聞き取り、個別に記録を残している。保護者アンケートは、行事後と年度末に実施している。意見箱は職員室の窓に設置され、プライバシーが守られているとは言い難い。意見箱の設置場所が課題となる。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① ・ b ・ c
<コメント> 「緊急時対応マニュアル」が作成され、リスクマネジメントの責任者を園長としている。事故発生時の対応手順がラミネート加工してあり、即座に確認できる。各保育室には、痙攣をはじめ様々なリスクを想定したファイルが備えてある。ヒヤリハット事例を職員室に掲示し、全職員で共有して対策を講じている。1歳児では、今年度28件のヒヤリハットが記録されている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<コメント> 看護師1名が常勤し、感染症対策を行っている。「感染症発生時対応マニュアル」や「低年齢児保育の手引き」が整備され、参考資料として感染症対策の「嘔吐物・下痢の処理」や「消毒について」等が記載されている。市内看護師会の報告として、昨年と比較した「感染症状況の報告まとめ」を配付している。保護者に対しても、掲示板を活用して感染症についての情報を提供している。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ b ・ c
<コメント> 「危機管理マニュアル」に地震発生、火災、台風、落雷等の対応マニュアルの記載がある。園の立地条件からは地震を想定して対策を講じている。職員の安否確認は行政アプリで行い、子どもと保護者は家庭連絡アプリで行う。食料や備品類の備蓄リストが作成され、園長が管理している。職員室入口には避難用バギーが準備され、その中に乳児30品目、幼児28品目の備蓄品がある。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	① ・ b ・ c
<コメント> 標準的な実施方法については、市で作成した「幼児教育・保育のガイドライン」や「低年齢児保育の手引き」、「信頼される保育者になるために」等の手順書があり、子どもの尊重、プライバシー保護および権利擁護に関わる姿勢が明示されている。標準的な実施方法に基づいて実施されているかの確認は、「面談シート」に基づいて園長や主任との面談で行っている。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<コメント> 保育の標準的な実施方法の検証や見直しは、職員会議や幼児会、低年齢児会で定期的に行っている。見直した結果は、随時指導計画の内容に反映させている。通常は2月の音楽会で発表する5歳児の運動遊びを、今年度は11月のスポーツフェスティバルでの発表に変更した。保育の実施方法の見直しについて、正規職員以外からは、行事の機会に担当者が聞き取って職員会議に挙げている。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 指導計画は、クラス担任が責任者となって作成している。「全体的な計画」に基づき、年間計画や月週案、戸外環境図の指導案等を作成している。アセスメントは、保護者が記入する「児童票」や「生活状況調査票」に基づいて園長や看護師、担当保育士等が実施している。個別の指導計画には、保護者のニーズも配慮されている。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 指導計画は、担当者と園長、主任が検討会議に参加し、週や月の単位で見直している。保護者の意向は個人懇談会で把握している。指導計画の環境図を職員室に掲示し、職員が確認できるが、年齢ごとの保育者の意図やねらいが記されていない。計画を緊急に変更する場合の関係職員への周知は、口頭で担当者に伝えるという仕組みとなっており、確実性に疑問が残る。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉑ ・ b ・ c
<コメント> 子どもの発達状態や生活状況は、市の統一した様式で記録している。職員によって記録の書き方に差異が生じないように、「保育の記録、書き方マニュアル」が作成されている。職員間の情報共有は行政連絡アプリで行っている。情報共有を目的とした職員会は月に1回、幼児、低年齢児の会は月に2回行われている。「記録ファイル」は職員室の書庫で保管し、職員はいつでも確認できる。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	a ・ ㉒ ・ c
<コメント> 子どもに関する記録や個人情報を含んだ書類は施錠できる書庫に納められ、園長が管理している。市の「個人情報の安全管理に関する要項」に基づき、記録の管理を行っている。職員は市で統一した「個人情報保護マニュアル」を周知している。個人情報の取扱いについて、保護者への説明が行われていないので検討を望む。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は、市の統一様式で作成され、「保育園事業計画」、「幼児教育・保育のガイドライン」の中に記載されている。園の理念や保育の方針が明文化され、園目標である「心身ともに健やかでこころ豊かな子」につながる年齢ごとの年間指導計画で構成されている。年度末に見直しを行い、次年度の作成に活かしている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>保育室は明るく風通しが良く、湿度計、温度計を設置して快適な環境である。低年齢児の保育室では、怪我を防ぐために机の配置を工夫している。トイレには、転倒に備えてマットが敷かれている。安全確保のために家具は少なく、空間が広い。子どもの生活の場として、くつろいだり、落ち着ける場所は見当たらない。簡易な仕切りや家具でコーナーを作る等の工夫を期待する。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	③ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの個人差を認識し、受容している。特に低年齢児は、意思を言葉では表せないのので、保護者から状況を聞き、気持ちを察して対応するように心掛けている。職員は子どもの気持ちが落ち着くまで、一緒に寄り添う援助をしている。子どもの目線に大人の目線を合わせて、穏やかに話しかけている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>幼児クラスでは、基本的な生活習慣が身につくよう、視覚で分かるような環境整備を行っている。荷物の置き場所や手の洗いかた、トイレトペーパーの長さ等を、適切な場所にイラストで示している。一人ひとりの状況に応じて、声掛けだけ、手を添える、手本を見せる等の援助を行っている。延長保育時等に眠くなる子どもには、室内の一角にスペースを作って休息させている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>本年度の研究テーマ「人とのふれあい」の機会を多くしている。年長児は、地域の「コミュニティールーム」に招かれて親子カフェを見学する機会がある。年3回、地域の高齢者が園を訪問し、子どもと触れ合っている。園庭にある畑で大根や玉ねぎ、ジャガイモ等を栽培し、自然との触れ合いもある。課題として、子どもが自主的、自発的に遊びができる環境が少ないので検討を望む。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>職員は子どもとの応答的な関わりを心掛け、安心して過ごす愛着関係ができていく。家庭との連携は「連絡ノート」に日々の体調管理を記入している。子どもの様子は、送迎時に口頭で伝える他、毎日ホワイトボードにも掲示している。「クラス便り」や「園だより」でも様子を伝えている。しかし、保育室に0歳児が興味と関心を示す遊びへの工夫が見られない。検討を要す。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑦ ・ c
<p><コメント></p> <p>一人ひとりの子どもの状況に応じられるよう、朝の受入れ時や食事の際には、1歳児クラスの職員配置をできるだけ厚くして対応している。保護者の保育参加を年2回実施し、子どもが保育士以外の大人と関わる機会を作っている。子どもが、安心して自発的な活動や探索活動が行えるような環境が整備されておらず、課題となる。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 3歳児クラスでは、椅子を取らない椅子取りゲームで盛り上がり、4歳児クラスでは、遊戯室で笛鬼、変わり鬼等で遊んでおり、5歳児クラスでは制作遊びが続いている。ただ、保育室には子どもが好きなように扱える教材やおもちゃが少なく、3、4、5歳児の子どもに興味や関心のある遊びが見過ごされている。子どもの興味や関心のある遊びが、好きなようにできる環境の工夫を望む。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 配慮の必要な子どもとして個別に指導計画を作成しているのは13名で、加配職員が3名ついている。個別指導計画は、クラスの指導計画のねらいに合致しており、その子どもの発達状況をねらいとして作成している。クラスの指導計画の中に、個別な配慮事項として記載され、関連付けられている。保護者との連携は個人懇談会で行い、職員は市の子ども発達支援課から助言を得ている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 早・延長保育では、時間や子どもの人数に応じて保育室を移動して対応している。家庭的な雰囲気であったりと過ごせるよう、玩具は通常保育時と変えて好きな遊びができるようにしている。子どもの状態や状況の引継ぎは、クラスごとのファイルに記入して早・延長担当者と連携している。低年齢児に対しては、延長保育時におやつを提供している。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 「全体的な計画」に小学校との連携を記載し、「アプローチカリキュラムチェックシート（5歳児9月～）」で保育内容を確認している。小学校教諭が園で就学時の視力検査を行ったり、子どもが小学校でスタンプラリーに参加する等の交流はある。架け橋プログラムを推進して子ども同士の交流を進め、保護者が小学校以降の学校生活に見通しの持てるような機会の工夫を望む。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 市のマニュアルや保健年間計画に基づき、健康状態を把握している。子どもの体調不良や怪我は保護者に伝え、事後に電話や登園した際の声掛けで確認している。健康状態については「職員連絡ノート」で周知・共有している。市が作成した「ほけんだより」を家庭に配付している。SIDS(乳幼児突然死症候群)については、「作野保育園しおり」に添付して保護者に配付している。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	a ・ ㉑ ・ c
<p><コメント> 内科健診、歯科検診の結果は家庭連絡アプリで伝え、個々の「記録ファイル」に記録している。市の栄養士が食育指導を行い、保健センター歯科衛生士がデンタルケア教室を行っている。健康診断、歯科検診の結果を保護者に伝えているが、今回の受審に際しての保護者アンケートでは、「健康診断結果の園からの連絡」の設問に「いいえ」との回答が24%あった。改善を望む。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 卵と乳製品アレルギーの子どもが3名おり、「保育所におけるアレルギーガイドライン」に基づいて対応している。アレルギー面談は看護師と園長で行っている。アレルギーについて理解を得るため、家庭から廃材を集める際には、牛乳パックや卵乳製品の入っていた容器は避けるよう周知している。慢性疾患児には医師の指示に基づいて対応し、保護者と承諾書を交している。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 「保育園事業計画」の中に、食育の推進について“食を営む力の育成”が記載され、方針を示している。個人差や食欲に応じて量を加減し、食べたいものを楽しく食べる援助を心掛けている。給食を食品ケースに展示し、降園時に親子で食についての関心が深まるようにしている。市で作成した「献立表」に、食生活や食育に関する取組みを記載している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 市の栄養士が献立を作成し、給食センターで調理している。食材は地産地消を心掛けている。アジア競技大会に子どもの関心が向くよう、アジア料理を献立に取り入れており、12月はブータンの「パクシャパ」が提供された。市では、給食担当者と園長代表とで給食会議を行い、検討・改善を進めている。行事食として「七夕汁そうめん」、「鶏団子入り七草がゆ」等を提供している。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 登降園時には積極的に声をかけ、話しやすい環境を作っている。ホワイトボードに毎日の活動や子どもの姿を掲示している。保育参加を幼児は年1回、低年齢児は2回行っており、保護者からは「家ではできない泥んこ遊びが楽しかった」、「子どもへの関わり方が育児の参考になった」と好評であった。保護者との情報交換の内容や家庭の状況は、ノートに詳細に記録されている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 送迎時にコミュニケーションをとり、保護者との信頼関係を築いている。懇談会の時間調整は、保護者の都合に合わせて、職員が勤務時間を変更して対応している。保護者からの相談内容は「職員連絡ノート」に記録すが、重要な事項は子どもの個人記録にも記されている。相談内容により、園長、主任が相談に応じる体制をとっている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 「危機管理マニュアル」に基づき、虐待等の兆候を見逃さないように職員間で声をかけ合っている。日々の視診や着替え時、おむつ交換時には、身体のおざや不自然な傷がないか確認している。子どもの様子で気になることは、市のこども課の担当者との情報共有をしている。支援の必要な家庭には、特に頻りに声をかけを行い、保護者の情緒の安定や家庭の状況に気を配っている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 職員は園で作成された「自己チェック表(保育士・保育室の安全・衛生・環境)」を毎月行い、園長、主任との面談を年に3回行っている。年度末に「保育所の職員自己評価結果と対応」を掲示し、保護者に知らせている。月週案指導計画には、ねらいに応じた項目の自己チェック欄があり、職員は自己評価を行い、会議の話合いの中で保育実践の振り返りを行っている。		